

旧福山市国民宿舎仙酔島跡地等利活用事業

施設整備委託契約書（案）

- 1 業 務 名 旧福山市国民宿舎仙酔島跡地等利活用事業施設整備業務委託
- 2 業 務 場 所
- 3 履 行 期 間 自 ○○○○年（令和○年）○月○日
至 ○○○○年（令和○年）○月○日
- 4 委 託 金 額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
うち設計対価 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
うち建設対価 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
うち工事監理対価 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 円
- 6 特 約 事 項 別紙のとおり

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の当該建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は仮契約であって、発注者がこの契約について福山市議会で可決され、別添の条項によって本契約の効力を生ずるものとする。

この契約の証として本書○通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

○○○○年（令和○年）○月○日

発 注 者 福山市
代表者 福山市長 枝 広 直 幹 印

受 注 者 【建設企業】
(所在地)
(商号又は名称)
(氏名) 印

【設計企業】
(所在地)
(商号又は名称)
(氏名) 印

【工事監理企業】
(所在地)

(商号又は名称)

(氏名)

印

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 目次 | 第1章 総則 | 1 |
| 第1条 | (総則) | 1 |
| 第2条 | (定義) | 2 |
| 第3条 | (許認可及び届出等) | 3 |
| 第4条 | (近隣対策) | 4 |
| 第5条 | (履行報告) | 4 |
| 第6条 | (契約の保証) | 4 |
| 第7条 | (権利義務の譲渡等) | 5 |
| 第8条 | (著作権) | 5 |
| 第9条 | (一括委任又は一括下請負の禁止) | 6 |
| 第10条 | (下請負人の通知等) | 9 |
| 第11条 | (特許権等の使用) | 9 |
| 第12条 | (監督員) | 10 |
| 第13条 | (支給材料及び貸与品) | 11 |
| 第14条 | (臨機の措置) | 11 |
| 第2章 | 設計業務 | 12 |
| 第15条 | (事前調査) | 12 |
| 第16条 | (土地への立入り) | 13 |
| 第17条 | (設計業務) | 13 |
| 第18条 | (設計変更等) | 14 |
| 第19条 | (設計企業の請求による設計期間の延長) | 15 |
| 第20条 | (発注者の請求による設計期間の短縮等) | 15 |
| 第21条 | (設計期間の変更方法) | 15 |
| 第22条 | (設計対価の変更方法等) | 16 |
| 第3章 | 建設業務 | 16 |
| 第23条 | (工程表等) | 16 |
| 第24条 | (関連工事の調整) | 16 |
| 第25条 | (現場代理人及び主任技術者等) | 16 |
| 第26条 | (工事関係者等に関する措置請求) | 17 |
| 第27条 | (工事材料の品質及び検査等) | 18 |
| 第28条 | (監督員の立会い及び工事記録の整備等) | 18 |
| 第29条 | (工事用地の確保等) | 19 |
| 第30条 | (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等) | 19 |
| 第31条 | (条件変更等) | 19 |
| 第32条 | (募集要項等の変更) | 20 |
| 第33条 | (工事の一時中止) | 21 |
| 第34条 | (インフラ整備) | 21 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| 第35条 | (建設企業の請求による工期の延長) | 21 |
| 第36条 | (発注者の請求による工期の短縮等) | 22 |
| 第37条 | (工期の変更方法) | 22 |
| 第38条 | (建設対価の変更方法等) | 22 |
| 第39条 | (賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更) | 22 |
| 第40条 | (建設対価の変更に代える設計図書の変更) | 23 |
| 第41条 | (建設企業による検査等) | 23 |
| 第42条 | (発注者による検査及び引渡し) | 24 |
| 第4章 | 工事監理業務 | 24 |
| 第43条 | (業務計画書の提出) | 24 |
| 第44条 | (工事監理業務責任者の設置) | 25 |
| 第45条 | (工事監理者に対する措置請求) | 25 |
| 第46条 | (工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任) | 25 |
| 第47条 | (条件変更等) | 25 |
| 第48条 | (業務の中止等) | 26 |
| 第49条 | (工事監理業務の終了) | 26 |
| 第50条 | (工事監理対価の変更方法等) | 27 |
| 第5章 | 支払 | 27 |
| 第51条 | (設計業務に係る支払) | 27 |
| 第52条 | (建設業務に係る支払) | 27 |
| 第53条 | (工事監理業務に係る支払) | 28 |
| 第54条 | (部分使用) | 28 |
| 第55条 | (前払金) | 28 |
| 第56条 | (保証契約の変更) | 30 |
| 第57条 | (前払金の使用等) | 30 |
| 第58条 | (部分払) | 30 |
| 第59条 | (部分引渡し) | 31 |
| 第60条 | (債務負担行為に係る契約の特則) | 31 |
| 第61条 | (債務負担行為に係る契約の前金払の特則) | 31 |
| 第62条 | (債務負担行為に係る契約の部分払の特則) | 32 |
| 第63条 | (第三者による代理受領) | 32 |
| 第64条 | (前払金の不払に対する業務中止) | 33 |
| 第6章 | 損害 | 33 |
| 第65条 | (一般的損害) | 33 |
| 第66条 | (第三者に及ぼした損害) | 33 |
| 第67条 | (不可抗力による損害) | 33 |
| 第68条 | (法令変更による損害) | 34 |
| 第7章 | 契約不適合 | 35 |

| | | |
|------|----------------------------|----|
| 第69条 | (目的物の契約不適合) | 35 |
| 第10章 | 契約の終了 | 36 |
| 第70条 | (発注者の任意解除権) | 36 |
| 第71条 | (発注者の催告による解除権) | 36 |
| 第72条 | (発注者の催告によらない解除権) | 37 |
| 第73条 | (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) | 39 |
| 第74条 | (公共工事履行保証証券による保証の請求) | 39 |
| 第75条 | (受注者の催告による解除権) | 40 |
| 第76条 | (受注者の催告によらない解除権) | 40 |
| 第77条 | (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) | 40 |
| 第78条 | (解除に伴う措置) | 40 |
| 第79条 | (発注者の損害賠償請求等) | 42 |
| 第80条 | (受注者の損害賠償請求等) | 43 |
| 第11章 | その他 | 43 |
| 第81条 | (火災保険等) | 43 |
| 第82条 | (個人情報等の保護) | 44 |
| 第83条 | (適正な賃金の支払に関する措置) | 44 |
| 第84条 | (暴力団からの不当介入を受けた場合の措置) | 44 |
| 第85条 | (あっせん又は調停) | 44 |
| 第86条 | (仲裁) | 45 |
| 第87条 | (情報通信の技術を利用する方法) | 45 |
| 第88条 | (補則) | 45 |

第1章 総則

(総則)

- 第1条 福山市（以下「発注者」という。）並びに【設計企業】、【建設企業】及び【工事監理企業】（以下総称して「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等（募集要項等及び提案書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び募集要項等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本件施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務を契約書記載の工期内に完了し、設計の成果物及び本件施設を発注者に引渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。
 - 3 設計、仮設、施工方法、その他本件施設を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後、又は解除後においても、同様とする。
 - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従うものとする。
 - 9 この約款及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 遅延利息及び損害金の額の計算につきこの約款に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、広島地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
 - 13 受注者は、この契約の連絡に関する代表者を定めなければならない。発注者は、各条項に別段の定めのない場合、この契約に基づくすべての行為を受注者の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、受注者のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

【複数の建設企業が建設共同企業体を結成する場合】

この契約に別段の定めがある場合を除き、発注者は、この契約に基づく建設業務に関するすべての行為を【共同企業体名】の代表企業である【代表企業名】（以下「代表企業」という。）に対して行うものとし、発注者が代表企業に対して行ったこの契約に基づく建設業務に関するすべての行為は、当該共同企業体に対して行ったものとみなし、また、当該共同企業体は、発注者に対して行うこの契約に基づく

すべての行為について代表企業を通じて行わなければならない。

- 14 受注者は、設計業務を担う設計企業、工事監理業務を担う工事監理企業、および建設業務を担う建設企業（もしくは【共同企業体名】（代表企業を同企業体の代表者、【建設企業名】を同企業体の構成員とするもの））により構成されるものとし、この契約に基づく受注者の債務、義務又は責任のうち、設計業務に関するものは設計企業が負担し、工事監理業務に関するものは工事監理企業が負担し、建設業務に関するものは建設企業（もしくは【建設企業名】が別紙の共同企業体協定書により共同連帯して）が負担するものとする。
- 15 受注者は、維持管理企業及び運営企業が行う開業準備業務に協力するものとする。

（定義）

第2条 この契約において用いられる用語の意味は、本文中において特に明示されているものを除き、以下に定めるとおりとする。

- (1) 本件施設 この契約に基づき整備される、本件建物、園路、植栽、休憩施設、設備、等を含むすべての施設をいう。
- (2) 本件建物 この契約に基づき整備される、トイレ及び倉庫をいう。
- (3) 本件建物等 本件施設から設備を除いたものをいう。
- (4) 設備 この契約に基づき設置される、案内看板、照明その他の設備をいう。
- (5) 市職員 事業における市の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員をいう。
- (6) 点検 機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
- (7) 保守 初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等をいう。
- (8) 修繕 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。
- (9) 更新 劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。
- (10) 設計期間 設計業務を実施する期間をいう。
- (11) 施工期間 建設業務及び工事監理業務を実施する期間をいう。
- (12) 募集要項等 旧福山市国民宿舎仙酔島跡地等利活用事業の実施に関して発注者が作成し、2023年（令和5年）●月●日に公表した募集要項及び同事業に係る事業者選定手続きにおいて発注者が公表した要求水準書その他の資料（公表後の変更を含む。）をいう。
- (13) 提案書類 旧福山市国民宿舎仙酔島跡地等利活用事業の実施に関して、受注者が発注者に提出した提案書、発注者からの提案書に関する質問に対する受注者の回答書その他受注者がこの契約締結までに提出した受注者の提案内容を補完する趣旨の一切の書類のうち発注者がその内容について認めたものをいう。
- (14) 設計業務 設計企業が実施すべき募集要項等に定める設計業務をいう。
- (15) 工事監理業務 工事監理企業が実施すべき募集要項等に定める工事監理業務を

いう。

- (16)建設業務 建設企業が実施すべき募集要項等に定める建設業務をいう。
- (17)本件業務 設計業務，工事監理業務，建設業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (18)本件工事 本件業務として実施される本件施設にかかる工事を個別に又は総称していう。
- (19)設計対価 設計業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (20)建設対価 建設業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (21)工事監理対価 工事監理業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (22)請負代金額 設計対価，建設対価及び工事監理対価の合計額をいう。
- (23)法令変更 法律又は条令の制定，廃止，改正等をいう。
- (24)不可抗力 暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，落雷，地滑り，落盤，テロリズム，感染症，放射能汚染，火災，有毒ガスの発生，騒乱，暴動，戦争，テロその他発注者及び受注者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって，取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても，損害を防止できないものをいう。ただし，募集要項等に基準等が明記されているものは，当該基準等を超えるものに限る。
- (25)設計企業 【設計業務を行う企業名】
- (26)建設企業 【建設業務を行う企業名又は建設共同企業体（文脈に応じて同企業体を構成する個別企業を含む。）】
- (27)工事監理企業 【工事監理業務を行う企業名】
- (28)運営企業 【運営業務を行う企業名】
- (29)基本協定 福山市と【代表企業】，【構成員】との間で●年●月●日に締結した「福山市旧国民宿舎跡地等利活用事業基本協定書」に定める契約をいう。
- (30)管理基本協定 福山市と●【維持管理企業】，●【運営企業】との間で締結する「(仮称)仙酔島海浜広場の管理に関する基本協定書」に定める協定をいう。
- (31)定期借地権設定契約 福山市と●【借地権者となる企業】との間で，●年●月●日付けで締結した事業用定期借地権設定契約書で定める契約，並びに広島県と●【借地権者となる企業】との間で，●年●月●日付けで締結した事業用定期借地権設定契約書で定める契約の総称をいう。
- (32)基本協定等 基本協定，本契約，定期借地権設定契約及び管理基本協定の総称をいう。

(許認可及び届出等)

第3条 受注者は，第3項の場合を除き，本件業務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を，自己の責任及び費用負担において完了しなければならない。受注者は，発注者が請求したときには，直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

2 受注者が発注者に対して協力を求めた場合，発注者は，受注者による前項に定める許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

る。

- 3 第1項にかかわらず、本件業務に関して発注者自身が行う必要のある許認可の取得又は届出の履践その他の手続については発注者とその責任及び費用負担において行う。この場合において、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は発注者による許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

(近隣対策)

第4条 受注者は、自己の責任と費用負担において、本件業務の履行に関して合理的に要求される近隣住民対策を行い、了解を得るよう努めなければならない。

2 発注者は、発注者が必要と認める場合には、受注者が実施する近隣住民対策に協力する。

- 3 第1項にかかわらず、本件施設の設置自体についての近隣住民対策については、発注者とその責任と費用において行うものとし、受注者はこれに必要な協力を行うものとする。

(履行報告)

第5条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第79条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は 契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約を含む。）をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計業務の成果物（未完成の設計図書及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）、本件施設並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）及び第58条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の建設対価債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、建設対価債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権)

- 第8条 受注者は、設計成果物又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）の帰属は、著作権法の規定に従うものとする。
- 2 受注者は、設計成果物について、発注者の裁量により本件工事及び本件施設の運営に付随し、若しくは関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及び権限を発注者に対して付与し、又は当該成果物の著作権者である第三者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作権を除く。）をしてこれを付与せしめる。これにより、発注者は、当該設計成果物について、発注者の裁量により本件工事及び本件施設の運営に付随し、又は関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及び権限を取得する。発注者の利用態様には、以下に掲げる利用態様が含まれるが、これらに限定されない。
 - (1) 著作者名を表示せずに、成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し、又は発注者が指定する第三者をして公表させ若しくは広報に使用させること、若しくは発注者が指定する第三者が公表又は広報に使用すること。

- (2) 成果物の全部又は一部を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の完成、増築、改築又は修繕等のために必要な範囲で、成果物及び本件施設の複製、頒布、展示、改変、翻案若しくはその他の修正をすること、又は発注者の委託する第三者をして当該行為を行わせしめること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画又はその他の方法により表現すること。
 - (5) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受注者は、成果物に関して、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定された権利を行使せず、又は成果物に関連して著作者である第三者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作者を除く。）をして、これを行わせてはならない。
- 4 受注者は、次に掲げる行為をしてはならず、成果物に関連して著作者である第三者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作者を除く。）をして、当該行為を行わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。
- (1) 成果物の全部又は一部の内容を公表すること。
 - (2) 成果物の全部又は一部に関して、受注者又は発注者以外の第三者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物の全部又は一部を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- 5 発注者は、受注者が設計成果物又は工事目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第9条 設計企業及び工事監理企業は、設計の全部又は指定した部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。設計の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 2 建設企業は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（下請負等に関して受注者が講ずべき措置）

- 第9条の2 受注者は、前条の規定にのっとり、設計業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（請負等の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の請負等に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されないことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）第57条第1項又は第2項の規定による測量業

者の登録の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から2年を経過し、再度測量業者の登録を受けたものを除く。）

- (2) 測量法第57条第2項の規定による営業停止の処分を受けた者で、当該営業停止の期間を経過しないもの
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から5年を経過し、再度建築士事務所の登録を受けたものを除く。）
- (4) 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖の処分を受けた者で、当該建築士事務所の閉鎖の期間を経過しないもの
- (5) 発注者の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、発注者の競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）その他これに類する資格を取り消された者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (6) 発注者の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (7) 発注者の規程により、発注者の競争入札に参加することができないとされた無資格業者（競争入札参加資格その他これに類する資格を有しない者をいう。）で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である者

2 前項第1号及び第2号の規定は、下請契約等により行わせる予定である一部の業務が測量業（測量法第10条の2に規定する測量業をいう。）に係るものである場合に限り、同項第3号及び第4号の規定は、下請契約等により行わせる予定である一部の業務が設計等（建築士法第23条第1項に規定する設計等をいう。）に係るものである場合に限り、適用する。

3 受注者は、第1項第8号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（設計業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第9条の3 受注者は、第9条の規定にのっとり、本件工事の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項、第2項又は第4項の規定による指示の処分を受けた者で、当該指示に対応した措置を講じた旨を、当該指示を行った監督官庁に報告していないもの
- (2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分（当該営業停止が、本市の区域を含む区域に関し行われたものであり、かつ、受注者が下請

契約等により行わせる予定である工事の工種に対応する業種の営業に関し行われたものである場合に限る。)を受けた者で、当該 営業停止の期間を経過しないもの

- (3) 建設業法第29条の規定による建設業の許可（同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可をいう。以下同じ。）の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から5年を経過し、再度建設業の許可を受けたものを除く。）
- (4) 建設業法第29条の2の規定による建設業の許可の取消しの処分を受けた者
- (5) 発注者の規定により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (6) 発注者の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (7) 発注者の規定により、発注者の競争入札に参加することができないとされた無資格業者（競争入札参加資格その他これに類する資格を有しない者をいう。）で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (8) 暴力団、又は暴力団員等である者
- (9) 本事業の選定手続に参加した者のうち、受注者以外のもの（当該手続にいったん参加した後、選定までの間に辞退した者を含む。）
- (10) その他発注者の工事に係る競争入札に参加することができないとされた者で、発注者の工事に係る競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

2 受注者は、前項第8号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（本件工事を施工するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第9条の4 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入業者」という。）を下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難と

なる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（下請負人の通知等）

第10条 受注者は、前4条の規定にのっとり、自ら下請負人を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第9条の2第1項各号又は第9条の3第1項各号のいずれか及び前条第1項に該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている設計の履行方法等、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその設計の履行方法等、工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第11条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2

条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は設計成果物によって表現される構造物若しくは設計成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受けるとともに、意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第12条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する本件施設の設計図書(以下「設計図書」という。)を完成させるための受注者又は受注者の施設整備業務責任者(要求水準書により受注者が設置する施設整備業務責任者のことをいう。以下同じ。)に対する設計業務に関する指示

(2) この約款及び募集要項等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 設計業務に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の施設整備業務責任者との協議

(4) 設計業務に関し、その進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督

(5) 工事の施工に関し、契約の履行についての受注者又は受注者の施設整備業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(6) 受注者が作成した詳細図等の承諾

(7) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにおいてはそのそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにおいてはその当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(支給材料及び貸与品)

第13条 発注者が受注者に貸与し又は支給する図面その他設計業務に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具，その他発注者が受注者に貸与する物品（以下発注者が受注者に支給するものを「支給材料」といい，発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，募集要項等又は発注者と受注者との協議（以下本条において「協議等」という。）に定めるところによる。

- 2 監督員は，支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては，受注者の立会いの上，発注者の負担において，当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において，当該検査の結果，その品名，数量，品質又は規格若しくは性能が協議等の定めと異なり，又は使用に適当でないと認めるときは，受注者は，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは，引渡しの日から7日以内に，発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後，当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないことを認めるときは，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は，受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において，必要があると認められるときは，当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し，支給材料若しくは貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能を変更し，又は理由を明示した書面により，当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は，前項に規定するほか，必要があると認めるときは，支給材料又は貸与品の品名，数量，品質若しくは規格若しくは性能，引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は，前2項の場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は，支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は，協議等に定めるところにより，工事の完成，設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は，故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し，又はその返還が不可能となったときは，発注者の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は，支給材料又は貸与品の使用方法が協議等に明示されていないときは，監督員の指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

第14条 受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとら

なければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本件業務の実施に特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、協議の上、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者が負担する。

第2章 設計業務

(事前調査)

第15条 設計企業は、本件業務に必要な測量調査、地質調査その他の調査は、既に発注者が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。また、設計企業は当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ発注者に連絡しなければならない。発注者は、必要と認めた場合には随時、設計企業から当該調査に係る事項について報告を求めることができる。

- 2 前項の調査結果に不備及び誤謬等がある場合には、設計企業は、当該不備及び誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 3 設計企業は、第1項の調査を行った結果等において、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 各募集要項等（提案書類を除く。以下この条において同じ。）間の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと（発注者の把握していない土壌汚染及び地中障害物等を含む。）。
 - (5) 募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 4 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、設計企業の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、設計企業が立会いに応じない場合には、設計企業の立会いを得ずに行うことができる。
- 5 発注者は、設計企業の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を設計企業に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ設計企業の意見を聴いた

上、当該期間を延長することができる。

- 6 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集要項等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第3項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等又は設計図書を訂正する必要があるものは、募集要項等については発注者が、設計図書については発注者が指示して設計企業がその訂正を行うものとする。
 - (2) 第3項第4号又は第5号に該当し募集要項等又は設計図書を変更する場合で本件施設の変更を伴うものは、募集要項等については発注者が、設計図書については発注者が指示して設計企業がその変更を行うものとする。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等又は設計図書を変更する場合で本件施設の変更を伴わないものは、その変更を発注者及び設計企業が協議して、募集要項等については発注者が、設計図書については発注者が指示して設計企業が行うものとする。
- 7 前項の規定により募集要項等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計期間、施工期間、引渡予定日及び維持管理・運營業務開始予定日若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。但し、前項の訂正又は変更がこの契約締結後の不可抗力事由によるものである場合、第67条第5項の定めに従う。

(土地への立入り)

第16条 設計企業が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、設計企業はこれに協力しなければならない。

(設計業務)

- 第17条 設計企業は、募集要項等に基づき、本件施設の基本設計及び実施設計を行うものとする。
- 2 発注者は、設計図書を完成させるため、設計業務に関する指示を募集要項等の範囲で募集要項等に定める施設整備業務責任者に対して行うことができる。この場合において、施設整備業務責任者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。
 - 3 設計企業は、この契約の締結後設計業務の着手の日までに設計業務の詳細工程表又は実施計画表その他の必要な書類（以下「設計業務工程表等」という。）を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。
 - 4 設計企業は、基本設計又は実施設計の各設計業務を完了したときは、その都度、遅滞なく基本設計又は実施設計の完了届を発注者に提出して、検査を受けなければならない。
 - 5 発注者は、前項の届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に当該設計

業務の完了を確認するための検査を行うものとする。受注者は、発注者から基本設計図書の設計業務について完了の確認を得たうえで、設計図書の設計業務を行うものとする。

- 6 前項の規定による検査の結果、提出された設計図書が、法令、募集要項等若しくはこの契約の規定を満たさず、又は発注者及び設計企業の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は、設計企業に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。
- 7 設計企業は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、設計企業の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が募集要項等又は発注者若しくは監督員（第12条第1項に規定する監督員をいう。以下この項において同じ。）の指示により生じたときは、発注者は、当該是正に係る設計企業の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、設計企業が募集要項等又は発注者若しくは監督員の指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。
- 9 設計企業は、発注者の検査に合格したときは、遅滞なく目的物を発注者に引渡さなければならない。この場合において、設計企業は、設計業務目的物引渡書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

（設計変更等）

- 第18条 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して設計変更を請求することができる。受注者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の当否及び本件業務の実施に与える影響を検討した上、発注者に対してその結果（当該設計変更による設計期間及び施工期間の変更の有無及び当該設計変更の提案書類の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。発注者は、当該設計変更が提案書類の範囲を逸脱しない場合、かかる受注者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定した上、合理的な期間内に、受注者に対して通知するものとし、設計企業は通知されたところに従い、設計変更を行うものとする。
- 2 設計企業は、工期の変更又は提案書類を逸脱しない範囲で、設計変更の必要性及びそれが本件業務の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を発注者に対して通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
 - 3 前2項に定めるところに従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により発注者又は受注者に損害、損失又は費用が発生したときは、発注者及び受注者は、その負担について以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により本件業務に関する費用の減少が生じたときは、発注者は、受注者と協議した上、請負代金額を減額することができる。
 - (1) 当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者がこれを負担する。
 - (2) 当該設計変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合、受注者がこれを負担

する。

(3) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、第67条第5項の定めに従う。

(4) 当該設計変更が法令変更に基づくものである場合、第68条第4項の定めに従う。

4 第1項の定めに従い、発注者が受注者に対して請求した設計変更又は第2項の定めにより設計企業が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は提案書類の範囲を逸脱する場合、この契約の他の規定にかかわらず、発注者は受注者との間において、当該設計変更の当否、工期の変更の当否及び本件業務に際し作成された詳細工程表の変更の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが合意されたときは、設計企業はその合意されたところに従って設計変更を行うものとする。

5 前項の協議においては、当該設計変更により発注者又は受注者に生ずる損害、損失又は費用の負担及び支払の方法並びに当該設計変更に起因する本件業務に要する費用の減少又は増額に伴う請負代金額の減額又は増額についても合意することができる。ただし、発注者又は受注者において生ずる損害、損失又は費用の負担については、第3項各号の定めに従うものとする。

(設計企業の請求による設計期間の延長)

第19条 設計企業は、受注者の責めに帰すことができない事由により設計期間内に設計業務を遂行することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に設計期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による設計期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により設計期間を短縮する必要があるときは、設計期間の短縮変更を設計企業に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により設計期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する設計期間について、通常必要とされる設計期間に満たない設計期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計期間の変更方法)

第21条 この約款の定めに従って行う設計期間の変更については、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、設計企業に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が設計企業の意見を聴いて定め、設計企業に通知するものとする。ただし、発注者が設計期間の変更事由が生じた日(第19条の場合にあっては発注者が設計期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては設計企業が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しな

い場合には、設計企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計対価の変更方法等)

第22条 この約款の定めに従って行う設計対価の変更又は増加費用若しくは損害の負担については、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、設計企業に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が設計企業の意見を聴いて定め、設計企業に通知するものとする。ただし、設計対価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、設計企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第3章 建設業務

(工程表等)

第23条 建設企業は、第17条第9項に定める設計業務目的物引渡書が提出された日から7日以内に募集要項等及び設計図書に基づいて、詳細工程表を含む施工計画書及び下請負者届を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、下請負者届は、下請発注の都度提出するものとする。

2 建設企業は、工事の着手前に着手届を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

3 第1項の詳細工程表は、発注者及び建設企業を拘束するものではない。

(関連工事の調整)

第24条 発注者は、建設企業の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、建設企業は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第25条 建設企業は、工事の着手前に次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、現場代理人及び主任技術者等届に経歴書を添えて、発注者に提出しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とし、同条第4項の規定に該当する場合は「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第26条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通

知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく建設企業の一切の権限を行使することができる。

- 3 建設企業は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は，発注者が前項の規定により現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととした場合であっても，当該現場代理人を他のいかなる工事にも従事させてはならない。ただし，発注者が特に支障がないと認めた場合は，この限りでない。
- 5 受注者は，第2項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は，発注者が，主任技術者による工事現場における施工の技術上の管理の所掌に支障がないと認めた場合に限り，当該主任技術者に他の工事現場の主任技術者を兼ねさせることができる。
- 7 現場代理人，主任技術者及び専門技術者は，これを兼ねることができる。

(工事関係者等に関する措置請求)

- 第26条 発注者は，施設整備業務責任者若しくは建設企業の業務責任者，建設企業の使用人，第9条第2項の規定により建設企業から建設業務を委任され若しくは請け負った者又は現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては，それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは，建設企業に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は，主任技術者，監理技術者，専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他建設企業が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは，建設企業に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 建設企業は，前2項の規定による請求があつたときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 建設企業は，監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは，発注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は，前項の規定による請求があつたときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を当該請求を受けた日から10日以内に建設企業に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第27条 工事材料の品質については、募集要項等又は設計図書に定めるところによる。募集要項等又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 建設企業は、募集要項等又は設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、建設企業の負担とする。
- 3 監督員は、建設企業から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 建設企業は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 建設企業は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第28条 建設企業は、募集要項等又は設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 建設企業は、募集要項等又は設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 建設企業は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、建設企業から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく建設企業の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、建設企業は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、建設企業は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、建設企業の負担とする。

(工事用地の確保等)

第29条 発注者は、工事用地その他募集要項等において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を建設企業が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 建設企業は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に建設企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、建設企業は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、建設企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、建設企業に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設企業は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する建設企業のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が建設企業の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第30条 建設企業は、工事の施工部分が募集要項等又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、建設企業が第27条第2項又は第28条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を建設企業に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は建設企業の負担とする。

(条件変更等)

第31条 建設企業は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

らない。

- (1) 各募集要項等（提案書類を除く。以下この条において同じ。）間の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，建設企業の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，建設企業が立会いに応じない場合には，建設企業の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は，建設企業の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後14日以内に，その結果を建設企業に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ建設企業の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，募集要項等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等又は設計図書を訂正する必要があるものは，募集要項等については発注者が，設計図書については発注者が指示して受注者がその訂正を行うものとする。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等又は設計図書を変更する場合で本件施設の変更を伴うものは，募集要項等については発注者が，設計図書については発注者が指示して受注者がその変更を行うものとする。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等又は設計図書を変更する場合で本件施設の変更を伴わないものは，その変更を発注者及び建設企業が協議して，募集要項等については発注者が，設計図書については発注者が指示して受注者が行うものとする。
- 5 前項の規定により募集要項等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。但し，前項の訂正又は変更がこの契約締結後の不可抗力事由によるものである場合，第67条第5項の定めに従う。

（募集要項等の変更）

第32条 発注者は，必要があると認めるときは，募集要項等若しくは本件工事に関するは指示の変更内容を建設企業に通知して，募集要項等若しくは本件工事に関する指示を変更し，又は受注者に設計図書を変更させることができる。この場合におい

て、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の一時中止)

第33条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって建設企業の責めに帰すことができないものにより本件施設等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、建設企業が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに建設企業に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を建設企業に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設企業が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。但し、一時中止が不可抗力事由によるものである場合、第67条第5項の定めに従う。

(インフラ整備)

第34条 建設企業は、発注者が別途定める日までに、この契約、募集要項等及び設計図書（以下「この契約等」という。）に基づき、公共空間エリア内で必要なインフラ整備を行う。

- 2 建設企業は、この契約等に基づき、民間活用エリアで実施する滞在型サービスを実施するために必要な基盤インフラ整備を行うこととする（ただし、民間活用エリア内への引込以降等の民間事業に直接関係するものは受注者の負担により実施することとする。）。
- 3 建設企業は、この契約等に基づき、公共空間エリア内の電線の地中化を実施するものとする（現存の電線・電柱を含む）。
- 4 建設企業は、この契約等に基づき、新たに合併浄化槽設備を設置するものとする。

(建設企業の請求による工期の延長)

第35条 建設企業は、天候の不良、第24条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他建設企業の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、建設対価について必要と認められる変

更を行い、又は建設企業に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。なお、工期の延長が不可抗力事由によるものである場合、第67条第5項の定めに従う。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第36条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を建設企業に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第37条 この約款の定めに従って行う工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設企業に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が建設企業の意見を聴いて定め、建設企業に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第35条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては建設企業が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(建設対価の変更方法等)

第38条 この約款の定めに従って行う建設対価の変更又は増加費用若しくは損害の負担については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設企業に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が建設企業の意見を聴いて定め、建設企業に通知するものとする。ただし、建設対価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更)

第39条 発注者又は建設企業は、契約期間内でこの契約の仮契約締結日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設対価が不適当となったと認めるときは、書面により相手方に対して建設対価の変更を請求することができる。

2 発注者又は建設企業は、前項の規定による請求があったときは、変動前残建設対価(建設対価から当該請求時の出来形部分に相応する建設対価を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残建設対価(変動後の賃金又は物価を基

礎として算出した変動前残建設対価に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残建設対価の1000分の15を超える額につき協議するものとする。

- 3 変動前残建設対価及び変動後残建設対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び建設企業が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、書面をもって建設企業に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により建設対価の変更を行った後再度行うことができる。
- 5 特別な要因により工事の着手日から工期の末日までに主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設対価が不相当となったときは、発注者又は建設企業は、前各項の規定によるほか、建設対価の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工事の着手日から工期の末日までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設対価が著しく不相当となったときは、発注者又は建設企業は、前各項の規定にかかわらず、建設対価の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、建設対価の変更額については、発注者及び建設企業が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、建設企業に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が建設企業の意見を聴いて定め、建設企業に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(建設対価の変更に代える設計図書の変更)

- 第40条 発注者は、この約款の規定により建設対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、建設対価の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書及び設計対価等の必要な変更内容は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が建設対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(建設企業による検査等)

- 第41条 建設企業は、その日程を14日前に発注者に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、本件施設の完成検査等(完成検査及び設備等の試運転等を含む。以下同じ。)をこの契約に別段の定めのある場合を除き、引渡までに完了するものとする。

- 2 完成検査等は，発注者及び建設企業及び工事監理業務責任者の立会いのもとで実施しなければならない。
- 3 建設企業は発注者に対し，第1項に定める完成検査等の結果を，当該検査結果に関する検査済み証その他検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(発注者による検査及び引渡し)

第42条 建設企業は，前条に定める完成検査等の終了後，直ちにしゅん工届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から14日以内に建設企業の立会いの上，設計図書に定めるところにより，本件工事の完成を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を建設企業に通知しなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を建設企業に通知して，工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，建設企業の負担とする。
- 4 発注者は，第2項の検査によって本件工事の完成を確認した後，建設企業が工事目的物の引渡しを申し出たときは，直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 前項の申出は，工事等目的物引渡書の提出をもって行うこととする。ただし，発注者が当該書類の提出を必要としない場合は，その提出を省略することができる。
- 6 発注者は，建設企業が第4項の申出を行わないときは，当該工事目的物の引渡しを建設対価の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては，建設企業は，当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 建設企業は，本件施設が第2項の検査に合格しないときは，直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を工事の完成とみなして前6項の規定を適用する。
- 8 建設企業は，本件施設の引渡しに当たり，本件施設の使用方法についてマニュアルを作成し，その説明を行わなければならない。
- 9 本件施設の所有権は，引渡時に発注者に移転するものとする。当該移転登記に必要な費用は発注者が負担するが，受注者は当該移転登記手続に際し，発注者に協力をする。

第4章 工事監理業務

(業務計画書の提出)

第43条 工事監理企業は，第17条第9項に定める設計業務目的物引渡書が提出された日から7日以内に募集要項等及び設計図書に基づいて，業務計画書及び下請負者届を作成し，発注者に提出しなければならない。なお，下請負者届は，下請発注の都度提出するものとする。

- 2 第1項の業務計画書は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

(工事監理業務責任者の設置)

第44条 工事監理企業は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」及び「建築監理業務委託書（民間（旧四会）連合会協会制定）」（以下「工事監理仕様書」という。）に従い、工事監理業務を行い、本件工事の着工前に建築基準法第5条の4第4項に定める工事監理者を設置し、工期中これを維持するものとする。

- 2 工事監理企業は、発注者の求めに従い、工事監理者に工事監理の状況について随時報告させなければならない。
- 3 工事監理企業は、工期中、毎月、本件工事の工事監理の状況について工事監理者の作成した監理報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

(工事監理者に対する措置請求)

第45条 発注者は、工事監理者又は工事監理企業の使用人若しくは第9条の規定により工事監理企業から業務を委託された者がその業務の実施について著しく不相当と認められるときは、工事監理企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 工事監理企業は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 工事監理企業は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に工事監理企業に通知しなければならない。

(工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第46条 工事監理企業は、業務の内容がこの契約、募集要項等、工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と工事監理企業の協議した内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は工事監理対価を変更し、又は工事監理企業に損害を及ぼした時は必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第47条 工事監理企業は、業務を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 各募集要項等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、工事監理企業立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、工事監理企業が立会いに応じない場合には、工事監理企業の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、工事監理企業の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を工事監理企業に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、工事監理企業の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものについては、募集要項等は発注者が行い、設計図書は発注者が指示して受注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、募集要項等は発注者が行い、設計図書は発注者が指示して受注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して募集要項等は発注者が行い、設計図書は、発注者が指示して受注者が行う。
- 5 前項の規定（第1項第1号に該当し、設計図書を訂正する場合を除く。）により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止等）

第48条 工事監理企業は、第33条、第35条及び第36条に基づき建設業務の中止又は工期が変更された場合には、当該変更に従い、工事監理業務を実施するものとする。

2 前条の場合における費用の負担については、第33条、第35条及び第36条の規定を準用する。

（工事監理業務の終了）

第49条 工事監理企業は、工事監理業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に工事監理企業の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、工事監理業務の完了を確認するための検査を終了し、当該検査の結果を工事監理企業に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格したときは、すみやかに、当該業務報告書を引渡さなければならない。
- 4 工事監理企業が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を工事監理業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（工事監理対価の変更方法等）

- 第50条 この約款の定めに従って行う工事監理対価の変更又は増加費用若しくは損害の負担については、発注者及び工事監理企業が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事監理企業に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が工事監理企業の意見を聴いて定め、工事監理企業に通知するものとする。ただし、工事監理対価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、工事監理企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
 - 4 第14条の規定により、発注者が費用を負担する場合の負担額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第5章 支払

（設計業務に係る支払）

- 第51条 設計企業は、設計図書について第17条4項の検査に合格したときは、設計対価の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計対価を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第17条第5項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（建設業務に係る支払）

- 第52条 建設企業は、第42条第2項の検査に合格し同条第4項又は第6項の引渡しを

完了したときは、建設対価の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に建設対価を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第42条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（工事監理業務に係る支払）

第53条 工事監理企業は、第42条第2項の検査が完了し同条第3項の引渡しを行ったときは、工事監理対価の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に工事監理対価を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第42条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第54条 発注者は、第17条第9項又は第42条第4項若しくは第6項の規定による引渡し前においても、設計業務の成果物、本件施設の全部又は一部を設計企業、建設企業の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により設計業務の成果物、本件施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼし、又は当該企業の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合において、発注者は、賠償額又は負担額を受注者と協議のうえ定めるものとする。

（前払金）

第55条 受注者は、本件工事において、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設対価の10分の4以内の前払金の支払を、設計図書の設計業務に関して第17条第9項の検査の合格を受けた後、発注者に請求することができる。ただし、設計業務に対しては、前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社との間

で、第1項に定める額の範囲内で既に前金払した額に追加して前払金の支払を受けることに関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結した上で、その保証証書を発注者に寄託して、建設対価の10分の2以内の前払金の追加支払を発注者に請求することができる。この場合の支払については、前項の規定を準用する。ただし、次項に定める発注者の認定を受けられないときは、請求することができない。

- 4 受注者は、前項の前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前払金の支払対象者に該当することについて、発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく支払対象者に該当するかどうか確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、第58条の規定による部分払又は59条第1項の規定により読み替えて準用する第52条第1項の規定による部分引渡しに係る建設対価の支払を請求した後にあっては、中間前払金の支払を請求することができない。
- 6 受注者は、建設対価の額が著しく増額された場合においては、その増額後の建設対価の10分の4（中間前払金の支払を受けているときにあっては、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金の額を含む。次条以下において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 7 受注者は、建設対価が減額され、減額後の建設対価が減額前の建設対価から当該建設対価の10分の2に相当する額を減じた額以下となった場合において、受領済みの前払金額が減額後の建設対価の10分の4（中間前払金の支払を受けているときにあっては、10分の6）に相当する額を超えることとなったときは、建設対価が減額された日から30日以内に、その超過額を発注者に返納しなければならない。
- 8 前項の規定に該当した受注者がその超過額を同項の返納期限までに完納する前に請負代金額が増額された場合において、受注者は、増額後の建設対価が、同項の規定による減額前の建設対価以上の額であるときにあってはその未納額につき返納を要しないものとし、当該減額前の請負代金額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金額（当該超過額の一部を返納した場合にあっては、受領済みの前払金額からその返納額を控除した額）が当該増額後の建設対価の10分の4（中間前払金の支払を受けているときにあっては、10分の6）に相当する額を超える額であるときにあっては同項の返納期限までに当該増額後の請負代金額に係る超過額を発注者に返納しなければならない。
- 9 受注者は、保証事業会社から保証契約を解除されたとき、又は工事に係る義務を履行しないと発注者が認めたときは、当該保証契約を解除された日又は当該義務を履行しないと発注者が認めた日から30日以内に、受領済みの前払金額のうち返納すべきとして発注者が定める額を発注者に返納しなければならない。
- 10 受注者は、前3項の規定により返納すべき額をこれらの規定の返納期限までに完納しなかったときは、当該返納期限から完納の日までの日数に応じ、未納額に対し支払遅延防止法の率（当該返納期限から完納の日までにおいて適用される政府契約

の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率をいう。）と同じ率を乗じて得た金額の遅延利息を，当該未納額と併せて発注者に返納しなければならない。

（保証契約の変更）

第56条 建設企業は，前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には，あらかじめ保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 建設企業は，前項に規定する場合のほか，前条第2項の規定により建設対価が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 建設企業は，前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には，発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第57条 建設企業は，前払金をこの工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

（部分払）

第58条 建設企業は，工事の完成前に，出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第27条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに，監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する建設対価相当額の100分の90以内の額について，次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし，この請求は，月1回を超えることができない。

2 受注者は，部分払を請求しようとするときは，あらかじめ，当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は，前項の場合において，当該請求を受けた日から14日以内に，検査員をして，受注者の立会いの上，募集要項等に定めるところにより，同項の確認をするための検査を行わせるとともに，当該確認の結果を受注者に通知させなければならない。この場合において，検査員は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。

5 受注者は，第3項の規定による確認があつたときは，部分払を請求することができる。この場合においては，発注者は，当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は，次の式により算定する。この場合において，第1項の建設対価

相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の建設対価相当額 \times (9/10-前払金額/建設対価額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「建設対価相当額」とあるのは「建設対価相当額から既に部分払の対象となった建設対価相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第59条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が募集要項等において設計成果物全部又は本件工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の設計又は工事が完了したときの当該工事に係る検査、工事目的物の引渡し、請負代金の支払等については、第42条中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る本件工事」と、第17条中「設計図書」とあるのは「指定部分に係る設計図書」と、第42条第5項及び第52条中「建設対価」とあるのは「部分引渡しに係る建設対価」と、第51条中「設計対価」とあるのは「部分引渡しに係る設計対価」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により読み替えて準用する第42条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る建設対価の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する建設対価の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の規定により読み替えて準用する第42条第1項の請求を発注者が受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る建設対価の額 $=$ 指定部分に相応する建設対価の額 \times (1-前払金額/建設対価額)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 発注者は、各会計年度における建設対価等の支払限度額をあらかじめ定めることができる。

2 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、前項で定めた額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第55条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、「第58条の規定による部分払」とあるのは「各年度において、第58条の規定による部分払(第62条第1項本文に規定する出来高超過額に係るものを除く。)」と、同条及び第56条中「建設対価」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第58条第1項の建設対価相当額(以下55条及び第56条において「建設対価相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、

当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により読み替えて準用する第55条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における建設対価相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により読み替えて準用する第55条第1項の規定にかかわらず、受注者は、建設対価相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における建設対価相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第56条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第62条 前会計年度末における部分払可能額が当該支払限度額を超えた場合は、建設企業は、当該会計年度において当該超過額（以下「出来高超過額」という。）を部分払いとして請求することができる。この場合の支払については、第58条第6項後段の規定を準用する。ただし、受注者は、契約会計年度以外の会計年度に係る部分払いの申請は、予算の執行が可能となる時期以前にすることはできない。

- 2 前払金の支払いを受けている場合において、部分払いを請求することのできる額は、第58条第1項第7項の規定にかかわらず、次の式により算定した額を上限とする。

(査定額) - {当該会計年度前払金額 × (出来高金額 - 前会計年度までの支払限度額 - 前会計年度からの出来高超過支払額) / (当該会計年度の支払限度額 - 前会計年度からの出来高超過支払額)} - (前会計年度までの前払金額 + 前回までの支払金額(前払金を除く。))

- 3 第1項に規定する出来高超過額及び査定額が当該年度における支払限度額に達しなかった場合の不足額に係る請求は、第58条に規定する部分払いの回数に含めないものとする。

（第三者による代理受領）

第63条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第51条から第53条（第59条において準用する場合を含む。）、第55条又は第58条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金の不払に対する業務中止)

第64条 受注者は、発注者が第55条（第61条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第58条第6項後段（第62条第1項本文において準用する場合を含む。）又は第59条第1項において読み替えて準用する第52条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件業務の全部又は一部の業務を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を中止した場合において、必要があると認められるときは業務期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第6章 損害

(一般的損害)

第65条 本件施設の引渡し前に本件施設又は工事材料について生じた損害その他本件業務の遂行に関して生じた損害（次条第1項ただし書き若しくは第2項、第67条第1項又は第68条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第66条 本件業務について第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本件業務の遂行に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件業務の遂行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。なお、通常避けることができない騒音又は振動により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を負担する。

3 前2項の場合その他本件業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第67条 発注者又は受注者は、不可抗力によりこの契約に基づく義務の履行ができな

なくなった場合、又は義務の履行はできるが、受注者に増加費用又は損害が発生する場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに相手方に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 第1項の定める場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により著しい制約を受ける限度においてこの契約による履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力するものとする。
- 4 受注者が不可抗力により業務の一部を履行できなかった場合、発注者は、受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、請負代金額から減額することができる。
- 5 発注者又は受注者は、相手方から第1項の通知を受領した場合、当該不可抗力に対応するために速やかにこの契約の変更並びに、増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から14日以内に合意が成立しない場合は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従って本件業務を実施する。この場合に、受注者に生じた増加費用及び損害の負担については、次の各号の定めるところに従うものとする。
 - (1) 受注者は、本件施設引渡し前に発生した不可抗力に起因する増加費用及び損害を負担する。ただし、請負代金額の1%に相当する金額を上限とする。
 - (2) 発注者は、前号に定める受注者の負担額を超えて本件施設の引渡し前に発生した不可抗力に起因する合理的な範囲の増加費用及び損害（ただし、不可抗力の発生に伴い支払われる保険金相当額を除く。）を負担する。
- 6 数次にわたる不可抗力により受注者に生じた増加費用及び損害の合計額が累積した場合、前項(1)により発注者が負担する上限額は、請負代金額の1%に相当する金額とする。

(法令変更による損害)

第68条 発注者又は受注者は、法令変更が行われたことにより、この契約に基づく義務の履行ができなくなった場合、又は義務の履行はできるが、受注者に増加費用が発生する場合、あるいは本件業務の実施のためにこの契約で予定していない追加業務が必要な場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知するものとする。この場合において、法令変更には消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更を含むものとし、消費税及び地方消費税の変更後の負担額の算定等は変更後の法令によるものとする。

- 2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、この契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において、この契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力するものとする。

- 3 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、請負代金額から減額することができる。
- 4 発注者又は受注者は、相手方から第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかにこの契約の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、法令変更の日から14日以内に合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本件業務を継続する。この場合に受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、次の各号に定めるところに従うものとする。なお、緊急を要する対応方法については、発注者は、協議期間中においても受注者に通知して実施させることができるものとする。
 - (1) 発注者は、本件業務に直接的に影響を及ぼす法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。
 - (2) 受注者は、本件業務に直接的に影響を及ぼす法令変更以外の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

第7章 契約不適合

(目的物の契約不適合)

- 第69条 発注者は、引き渡された設計成果物、本件施設（以下これらを合わせてこの条において「目的物」という。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 発注者は、引き渡された目的物に関し、第42条第4項又は第6項（これらの規定を第59条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請

求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 発注者が第4項又は第10項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 発注者は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第4項から第8項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 引き渡された目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第10章 契約の終了

（発注者の任意解除権）

第70条 発注者は、本件工事が完成するまでの間は、次条、第72条又は第72条の2第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第71条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定め

てその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間、この契約を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき。
- (2) この契約で定める期間内に同期間までに完成すべき本件業務を完成しないとき又は当該期間経過後相当の期間内に本件業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第9条、第9条の2（次条第10号イ又はウに該当する場合を除く。）又は第9条の3の規定に違反したとき。
- (4) 第25条第1項第1号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 第25条の2第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (6) 正当な理由なく、第69条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (8) 受注者又は維持管理企業若しくは運営企業の責めに帰すべき事由により、この契約以外の基本協定等が解除されたとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第72条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第7条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は

暴力団員等（福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10)第75条又は第76条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11)受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者、その支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員等、暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団員等と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ アからエまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と下請契約等を締結したと認められるとき。

キ 下請契約等に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者との下請契約等を締結したと認められる場合において、発注者が受任者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(12)この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この条において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この条において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき（受注者が法人の場合にあっては、その役員等又は使用人を含む。）。

(13) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。

- 2 受注者が共同企業体である場合は、前項、次項及び第5項中「受注者」とあるのは、「受注者又は受注者の構成員のいずれかの者」と読み替え、これらの規定を適用する。
- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2（同項第4号の場合にあっては、10分の1）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。この契約の解除後、又は終了後においても、同様とする。
- 4 受注者が共同企業体の場合で解散しているときは、発注者は、受注者の構成員であった者に前項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の構成員であった者は、連帯して同項に規定する額を発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 前各項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が第3項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者（既に解散している共同企業体であるときは、その構成員であった者）に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第73条 第71条各号又は第72条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第71条及び第72条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第74条 第6条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第71条各号又は第72条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

- (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第66条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に掲げる受注者の権利及び義務を承継することを承諾するものとする。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保険金の額を限度として消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第75条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

- 第76条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第32条の規定により募集要項等を変更したため請負代金額が3分の2以上増減したとき。
 - (2) 第33条の規定による工事の施工の中止期間が工期の100分の50（工期の100分の50が6月を超えたときは、6月）を超えたとき（受注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、受注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により受注者がこの契約を解除したときに準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第77条 第75条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第78条 発注者は、この契約が本件工事の完了前に解除された場合においては、出来

形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。但し、第71条又は第72条に基づきこの契約が解除された場合、発注者は当該出来形部分の引渡し及び当該出来形部分に相応する請負代金の支払を行わず、受注者に対して、その費用で、当該出来形部分を撤去して、工事用地等を引渡し時の原状に復して発注者に明け渡すことを求めることができる。当該明け渡しのために必要な相当の期間内に受注者が当該明け渡しを行わない場合、発注者は自ら当該出来形部分を撤去して（当該出来形部分に受注者の所有する動産がある場合、発注者は受注者が当該所有権を放棄したものとみなしてこれを処分することができる。）、工事用地等を原状に復することができるものとし、受注者はこれに異義を述べることができないものとする。また、これらの発注者の措置に要した費用については、受注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。但し、第77条に基づく解除の場合、当該費用は発注者が負担する。
- 3 第1項の場合において、第55条（第61条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金の支払があったときは、当該前払金の額（第58条第6項後段（第62条第1項本文において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第71条、第72条又は次条第3項の規定によるときにあっては、当該前払金の支払の日（2以上ある場合は、その余剰額のうち、当該日のうち最も遅い日に支払った前払金の額に相当する額以下の部分の額にあっては当該最も遅い日とし、当該最も遅い日に支払った前払金の額に相当する額を超える部分の額にあっては当該前払金の支払の日のうち最も遅い日の次に遅い日に支払った額から順次合算し、当該を超える部分の額に達することとなる当該前払金の支払の日までのそれぞれの当該を超える部分の額に対応する当該日。以下この項において同じ。）から完納の日までの日数に応じ、当該余剰額に対し支払遅延防止法の率（当該前払金の支払の日から完納の日までにおいて適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率をいう。）を乗じて得た金額を利息として当該余剰額に加算した金額を、70条、第75条又は第76条の規定によるときにあっては当該余剰額を、それぞれ発注者に返納しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与

品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第71条、第72条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第70条、第75条又は第76条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件工事の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者と受注者とが民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第79条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) この契約で期間内に本件業務を完成することができないとき。
 - (2) この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 前条の規定により、設計成果物及び工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 前条の規定により設計成果物及び工事目的物の完成前にこの契約が解除された場合
 - (2) 設計成果物及び工事目的物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合と

みなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第80条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第78条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第51条第2項、第52条第2項及び第53条第2項（第59条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第11章 その他

（火災保険等）

第81条 受注者は、本件施設及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を募集要項等又は設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、本件施設及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付し

たときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(個人情報等の保護)

第82条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守しなければならない。

(適正な賃金の支払に関する措置)

第83条 受注者は、下請契約等の相手方と当該業務に係る契約を締結する場合においては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の趣旨に即した契約を締結しなければならない。

- 2 発注者は、下請契約等の相手方がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたときは、受注者に対して、当該下請契約等の相手方との契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(暴力団からの不当介入を受けた場合の措置)

第84条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けた場合（当該要求を下請契約等の相手方が受けた場合を含む。）は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、工期内に工事を完成することができないおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者と前項の協議を行った結果、工期内に工事を完成することができないと認められた場合は、第35条第1項の規定により、発注者に工期の延長変更を請求する。
- 5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により工期内に工事を完成することができないおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行わなければならない。その結果、工期内に工事を完成することができないと認められた場合は、第35条第1項の規定により、発注者に工期の延長変更を請求する。

(あっせん又は調停)

第85条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この

契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による広島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第86条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第87条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第88条 この約款に定めのない事項については、法令（福山市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

(別紙1)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

| | |
|--------------|--|
| 対象となる建築物の概要 | |
| 業務の種類、内容及び方法 | |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 作成する設計図書の種類 | |
| 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 | |

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 設計又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士 | |
| 【氏名】： | |
| 【資格】： | 建築士 【登録番号】 第 号 |
| 【氏名】： | |
| 【資格】： | 建築士 【登録番号】 第 号 |
| (建築設備の設計に関し意見を聞く者) | |
| 【氏名】： | |
| 【資格】： | 建築士 【登録番号】 第 号 設備士 |

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその氏名及び資格についても記載する。

※従事することとなる建築士すべての建築士免許証又は建築士免許証明書の写しを添付すること。

| | |
|----------------------------|------------|
| 建築士事務所の名称 | |
| 建築士事務所の所在地 | |
| 区分(一級, 二級, 木造) | () 建築士事務所 |
| 開設者氏名(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名) | |

(注1) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

(注2) 第三者への再委託に係る事項については、この契約事項に規定する承諾手続により実施する。